

第4次犯罪被害者等基本計画の取組結果 及び 第5次犯罪被害者等基本計画の期間内における 今後の取組方針等

令和8年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議

第4次犯罪被害者等基本計画の取組結果（一部）

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組



- ・教師とスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが連携・協力してチームとして対応を行うよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実を含め、教育相談体制の整備を行った。
- ・子供達が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないようにするため、「生命（いのち）の安全教育」を推進した。また学校安全教室の講師となる教職員等に対し、防犯教室講習会等を実施し、安全教育における指導力の向上を図った。

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組



- ・犯罪被害に遭った児童生徒及びその保護者の相談等に継続的かつ適切に対応できるよう、第2～5学年で実施してきた小学校の35人学級について令和7年度に第6学年を対象として実施し、生徒指導担当教員や養護教諭の加配定数の改善を行った。
- ・教育相談体制の充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置充実を行った。また、教育委員会の教育相談担当者等を対象とする協議会において、警察庁が作成した犯罪被害者等支援に関する動画を紹介するなどして、犯罪被害者等への対応に係る留意点等を周知した。

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組



- ・学習指導要領に基づき、生命の尊さについて理解し、かけがえのない生命を尊重するための教育を推進した。
- ・幼児期・小学校・中学校・高校の各段階に応じて授業等で活用できる教材等の作成・公表、モデル事業の実施や事例集の作成・公表等、「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を進めた。
- ・「人権教育開発事業」や「人権教育推進研修」の実施等により、学校における人権教育の推進を図った。また社会教育主事等へ情報提供を行い、社会教育施設を中心に人権に関する講座等を推進した。

第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第1 損害回復・経済的支援等への取組

「各種修学支援制度の活用促進（就学援助制度・高等学校等就学支援金等）」

（第5次計画での主な記載概要）

・犯罪被害等により家計が急変した場合に、義務教育段階の「就学援助制度」、高等学校段階の「高等学校等就学支援金制度」「高校生等奨学給付金制度」等が利用可能である旨を明記【1-36】

※【】内は関連する施策番号

■ 文部科学省の今後の対応

義務教育段階

- 犯罪被害等による家計急変など、年度の中途において就学援助の認定を必要とする者については、速やかに認定し必要な援助を行うよう配慮するとともに、年度の中途において認定を必要とする者に対して遺漏なく「就学援助制度」を周知するよう、都道府県に対し、引き続き周知を行う。
- 周知が不十分な事例を把握した場合には、同様の事例が生じることのないよう、再発防止を促すとともに、他の各地方公共団体に対して事例を共有する。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/017.htm
（就学援助制度について）

高等学校段階

- 高等学校等就学支援金制度（授業料支援）については、令和8年4月より、日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められる場合、世帯年収にかかわらず、支援を受けられることとなっており、申請漏れのないよう、周知を行う。
- 高校生等奨学給付金制度（教科書費・教材費など授業料以外の支援）について、犯罪被害等により家計が急変した場合においても支援の対象になりうることについて、引き続き周知を行う。
- 周知が不十分な事例を把握した場合には、同様の事例が生じることのないよう、再発防止を促すとともに、他の各地方公共団体に対して事例を共有する。



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm
（高校生等への修学支援）

第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

「学校における心理的ケア・継続的支援と相談対応能力の向上」

（第5次計画での主な記載概要）

- ・学校における心理的ケアの充実（犯罪被害に遭った児童生徒等への対応のため、大学の教職課程における教育や、教職員に対する研修内容の充実を促進）【2-9】
- ・不登校となった場合の継続的支援（被害により不登校となった場合、個別の状況に応じ、教育支援センターにおけるカウンセリングや学習指導等を通じた継続的支援を促進）【2-10】
- ・学校における相談対応能力の向上（犯罪等の被害に関する研修の実施や、対応に係る周知等を通じ、教職員の理解を深め、対応力の向上を図る）【2-38】

※【】内は関連する施策番号

■文部科学省の今後の対応

- ・ 犯罪被害により不登校となった場合を含め、不登校児童生徒がその状況に応じて適切に支援を受けることができるよう、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの教育支援センターへの配置を促進するほか、家から出ることができない児童生徒が学びにアクセスすることができるよう、教育支援センターが主体となり、家庭訪問等のアウトリーチ支援を実施するための支援員の配置を促進する。
- ・ 教育委員会の教育相談担当者等を対象とした協議会において、犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施し、学校における相談対応能力の向上を促進する。
- ・ 犯罪に巻き込まれた場合など、事故等発生時における心のケアの内容も含む児童生徒等の心身の健康課題の解決を図るために作成した参考資料を活用しつつ、養護教諭の資質向上のための研修の充実を図る。



https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_kenshoku-000031772_2.pdf

参考資料「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」

第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

「教育機関における支援体制の充実と関係機関等との連携」

（第5次計画での主な記載概要）

- ・教育機関における相談体制の充実（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置等による教育相談体制の充実と、配置時間の充実等の環境整備）【4-16、4-17】
- ・関係機関等との連携と学校の窓口機能（児童相談所、警察、ワンストップ支援センター等との連携強化／学校内部の者が加害者であった場合、被害者の意向を踏まえつつ、加害者と被害者が顔を合わせないよう配慮するなど、安心して相談等ができる環境を整備することを新たに明記）【4-60】

※【】内は関連する施策番号

■文部科学省の今後の対応

- ・犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に適切に対応できるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置充実により、教育相談体制の充実を促進する。
- ・都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とした研修会における周知等を通じて、学校や教育委員会と警察等の関係機関との連携を促進する。



https://www.mext.go.jp/content/20230207-mxt_jidou02-00001302904-001.pdf

いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）

第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第4 支援等のための体制整備への取組

「教職員の理解促進のための研修の実施」

(第5次計画での主な記載内容)

・教職員の理解促進のための研修の実施

- 犯罪被害に遭った児童生徒等への対応等に係る「周知等」を通じて教職員の理解を深め、対応力の向上を図ることを明記【4-87】
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等を踏まえた研修の実施【4-87】

※【】内は関連する施策番号

■ 文部科学省の今後の対応

- ・ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」及び同法に基づく基本指針等を踏まえた適切な取組・対応が実施されるよう、
 - 専門家が解説した研修動画や、
 - 先進的に取り組む教育委員会等のノウハウや専門的知見をまとめた事例集について、作成・周知を行ってきたところ。
- ・ 引き続き、文部科学省において作成した教材や資料等の活用等を進め、教育職員等に対する研修・啓発の充実を図る。

現状・課題

- 令和6年度に、「児童生徒性暴力等」により懲戒処分等を受けた教育職員は**281人**▶**全教育職員数の0.03%**【令和5年度:320人(0.03%)】
- うち、児童生徒性暴力等により懲戒処分を受けた教育職員は**134人**▶**全教育職員数の0.02%**【令和5年度:157人(0.02%)】

※ 出典:令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査

※ 教育職員:公立の幼稚園(幼稚園型認定こども園含む)、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校における校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員

「児童生徒性暴力等」
とは

- ✓児童生徒等への ①性交等 ②わいせつ行為 ③刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為
④痴漢行為又は盗撮行為、⑤悪質なセクハラ
- ✓刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない。**



教員性暴力等防止法及び基本指針等を踏まえた取組

児童生徒性暴力等を行った教員への厳正な対処

- ✓**教育職員等による児童生徒性暴力等は懲戒免職**とするなど引き続き厳正な懲戒処分を徹底

児童生徒性暴力等の未然防止・早期発見のための取組の徹底

未然防止の取組等の推進

- ✓SNS等による私的なやり取りを行ってはならないことの明確化
- ✓私的端末の利用やデータ管理についてのルールを明確化
- ✓執務環境の見直しによる**密室状態の回避**
- ✓教育指導体制の見直しによる**組織的対応**
- ✓児童生徒性暴力等の防止に向けた**研修等を繰り返し実施** 等

早期発見のための措置・相談体制の整備等

- ✓教員や児童生徒等に対する**定期的なアンケート等による実態把握**
- ✓被害児童生徒やその保護者等が安心して**相談できる環境の整備**
- ✓教育委員会以外が設置するものも含め、**相談窓口等の周知**
- ✓相談があった場合には、**警察等の関係機関と迅速に連携**することも含め、適切な対応を実施すること 等

採用前・採用段階における取組の推進

- ✓採用希望者の**経歴等の十分な確認**
 - ✓特定免許失効者等に関する**データベースの活用義務**
 - ✓**官報情報検索ツール**の活用 等
- 国公私和学校種や、性別、前職の有無、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、「教育職員等を任命しようとするとき」に活用する義務があるため、その際に活用していない場合は法律違反。
- 市区町村であっても、**市区町村として教育職員等を任命することがあれば、当然データベースを活用する必要がある。**(例:市区町村費負担で教育職員等を採用する場合、幼稚園教諭を採用する場合等)

必要な
取組

- 文科省HPでは、児童生徒への性暴力等防止に関する**教育委員会等における取組事例集**や、**教育職員向け研修用動画**、警察庁作成の**盗撮の手口や施設点検ポイント**等をまとめた資料などを公表しています。

文科省HP▶


https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html

- こども性暴力防止法**が、令和8年12月25日に施行されます。教育委員会におかれては、施行に向けて必要な対応についてご確認をお願いします。

こども家庭庁HP▶


<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>

研修や施設点検の際などにぜひご活用ください！



第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

「学校をはじめとする教育活動の推進」

(第5次計画での主な記載内容)

- ・人権教育、非行防止教室等による理解の促進
- ・「生命（いのち）の安全教育」（新たに「充実と全国展開に向けた普及を図る」こと、及び子ども自身が適切に行動できるよう「学校教育活動全体を通じた着実な指導を実施する」ことが明記）【5-1、5-2、5-3、5-4、5-5】

※【】内は関連する施策番号

■文部科学省の今後の対応

- ・「人権教育開発事業」や「人権教育指導者養成研修」の実施等により、学校教育における人権教育の一層の推進に努める。また、社会教育主事等へ情報提供を行い、社会教育施設を中心に人権に関する講座等を推進する。
- ・都道府県教育委員会の生徒指導担当者などを対象とした研修会における周知等を通じて、各教育委員会・学校等における非行防止教室の実施を促す。
- ・生命の尊さを学び生命を大切に、子供たちを性暴力の加害者、被害者及び傍観者にさせないため、幼児期から子供の発達段階に応じた「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図りつつ、教員への研修機会の充実や更なる普及のための実効的な手段を検討し、全国的な取組の実施を推進する。



https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

生徒指導提要（令和4年12月改訂）
第6章 少年非行



https://www.mext.go.jp/content/20230220-mxt_jidou01-000024699-201-1.pdf

文科省HP「性犯罪・性暴力対策の強化について」
生命（いのち）の安全教育
教材及び指導の手引きを掲載

第5次犯罪被害者等基本計画における主な記載内容と今後の取組

重点課題第5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

「SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等を防ぐための教育の強化」

(第5次計画での主な記載内容)

- ・道徳教育を含めた学校の教育活動全体を通じて、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」の指導の充実に努めることを、新たに明記。【5-20】

■ 文部科学省の今後の対応

- ・ 学習指導要領に基づき、情報モラル動画教材や教員を対象としたオンライン研修会の充実に努める。

(参考1) 学習指導要領、解説における「情報モラル教育」に関する主な記述

小学校学習指導要領(平成29年3月告示)抜粋

第1章 総則 第2

- 2 (1) 各学校においては、児童の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

小学校学習指導要領解説 総則編

第1章総則第2の2(1)においては、「情報活用能力(情報モラルを含む。)」として、情報活用能力に情報モラルが含まれることを特に示している。携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及するなかで、インターネット上での誹謗中傷やいじめ、インターネット上の犯罪や違法・有害情報の問題の深刻化、インターネット利用の長時間化等を踏まえ、情報モラルについて指導することが一層重要となっている。

情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方や態度」であり、具体的には、他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなどである。このため、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させることが重要である。また、情報技術やサービスの変化、児童のインターネットの使い方の変化に伴い、学校や教師はその実態や影響に係る最新の情報の入手に努め、それに基づいた適切な指導に配慮することが必要である。併せて児童の発達の段階に応じて、例えば、インターネット上に発信された情報は基本的には広く公開される可能性がある、どこかに記録が残る完全には消し去ることができないといった、情報や情報技術の特性についての理解に基づく情報モラルを身に付けさせ、将来の新たな機器やサービス、あるいは危険の出現にも適切に対応できるようにすることが重要である。

さらに、情報モラルに関する指導は、道徳科や特別活動のみで実施するものではなく、各教科等との連携や、さらに生徒指導との連携も図りながら実施することが重要である。

(中略)

さらに、児童が安心して情報手段を活用できるよう、情報機器にフィルタリング機能の措置を講じたり、個人情報の漏えい等の情報セキュリティ事故が生じることのないよう、学校において取り得る対策を十分に講じたりすることなどが必要である。

※中学校の場合は、小学校の学習指導要領、同解説にある「児童」が「生徒」となる。

※【】内は関連する施策番号

(参考2) 授業で活用できる情報モラル動画コンテンツ(一部抜粋)



(参考3) 情報モラル教育指導者セミナー(一部抜粋)

